

耐震診断等判定手数料

(税抜)

判定区分(棟別) 面積・工法等区分		耐震診断	耐震改修計画	耐震診断 耐震改修計画
一般	$A \leq 500 \text{ m}^2$	160,000	160,000	250,000
	$500 \text{ m}^2 < A \leq 1000 \text{ m}^2$	170,000	190,000	290,000
	$1000 \text{ m}^2 < A \leq 2000 \text{ m}^2$	190,000	210,000	320,000
	$2000 \text{ m}^2 < A \leq 3000 \text{ m}^2$	220,000	250,000	390,000
	$3000 \text{ m}^2 < A \leq 4000 \text{ m}^2$	250,000	290,000	450,000
	$4000 \text{ m}^2 < A \leq 5000 \text{ m}^2$	300,000	340,000	540,000
	$5000 \text{ m}^2 < A \leq 10000 \text{ m}^2$	370,000	430,000	680,000
	$10000 \text{ m}^2 < A \leq 15000 \text{ m}^2$	430,000	470,000	760,000
	$15000 \text{ m}^2 < A \leq 20000 \text{ m}^2$	490,000	540,000	870,000
	$20000 \text{ m}^2 < A \leq 25000 \text{ m}^2$	560,000	620,000	1,000,000
	$25000 \text{ m}^2 < A \leq 30000 \text{ m}^2$	650,000	710,000	1,150,000
	$30000 \text{ m}^2 < A \leq 40000 \text{ m}^2$	740,000	820,000	1,320,000
木造 (住宅も含む)	$A \leq 200 \text{ m}^2$	110,000	110,000	170,000
	$200 \text{ m}^2 < A \leq 500 \text{ m}^2$	140,000	140,000	220,000
	$500 \text{ m}^2 < A \leq A$	一般に準ずる		
その他	別途算定	判定単位ごとの構造(床延べ面積に応じた判定手数料額の合計)		
	屋内運動場	ギャラリーより下部が鉄筋コンクリート造、上部が鉄骨造の場合は、上記手数料の1.5倍とする。これ以外は上記手数料とする。		
	鉄骨造	上記手数料の1.2倍とする。		
	特殊工法,材料,複合構造,その他の場合	別途算定		

(1) 判定単位：対象建築物の判定部分をいう。

(2) 延べ面積(A)：判定対象建築物の各階の構造床面積の合計をいう。

(3) 耐震診断・改修計画判定：耐震診断判定と耐震改修計画判定を同時に行うものをいう。

(4) 一般：単数の判定単位を有する耐震診断等をいう。

(5) その他：複合：複数の判定単位を有する耐震診断等をいう。

：特殊工法,材料等：特殊な工法、材料、技術等が採用され判定作業量の増大が見込まれるものをいう。

：複合構造等：構造形式が複合構造で、判定作業量の増大が見込まれるものをいう。

(6) 判定手数料：1棟にかかる料金とする。(1棟で構造計算が複数に分かれるものは、別棟扱いとする。)

：一次診断のみの受審は、上記手数料の80%とする。

：判定会の開催回数が2回を超える場合は、1開催につき再審は当初手数料の50%、簡易な修正は20%とするが、委員長を含めた委員での再審査の場合には、当初手数料の80%とする。ただし、再々審となった場合の手数料のみ、再審料(審査2回目分)に含まれるものとする。

：予定審査時間を1時間以上超えた場合には、判定料の25%とする。

：事前審査時に特殊物件と判明した場合、または事前審査後(事前相談後)に申請を取り下げた場合には、別途協議のうえ決定する。

(7) 判定書交付後の変更申請：交付後に耐震改修計画の変更を行う場合は変更申請を行うこと。

：変更申請に提出する書類は、耐震改修計画判定提出書類に準ずる。

(8) 判定範囲外：制震構造,免震構造を採用した改修計画は、判定評価の対象外とする。

(9) 表に定めのないものについては、別途協議のうえ決定する。